

「豊橋市受動喫煙防止条例（仮称）の考え方について」の意見募集結果

○意見募集期間

平成30年11月27日（火）～平成30年12月26日（水）

○意見提出者数 881人

【内訳1：提出方法別】

持参	418
郵送	26
FAX	9
電子メール	29
意見提出フォーム	399
合計	881

【内訳2：住居別】

市内	295
県内	374
県外	194
不明	18
合計	881

○意見結果

【条例の制定について】

（単位：人）

賛成	反対	不明	合計
45	765	71	881

○寄せられた意見（抜粋）の概要と本市の考え方

寄せられた意見の概要及び意見に対する本市の考え方は次のとおりです。

※取りまとめの都合上、ご意見を類型化しています。

【賛成】

通番	寄せられた意見の概要	本市の考え方
1	敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所設置不可）の施設において、「努力義務」ではなく「義務」とするべきである。	今後の取り組みの参考とさせていただきます。
2	加熱式たばこの規制について、「努力義務」ではなく「義務」とするべきである。	
3	条例の骨子にあるように、市の施設は、敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所設置不可）とするべきである。	
4	条例の骨子にあるように、大学、病院、学校は、屋外であっても喫煙所を設置するべきではない。	
5	加熱式たばこにもニコチンが入っていることは明確であり、紙巻きたばこと同等の規制とするべきである。	
6	「禁煙」標識の掲示は、使用する側にとって知りたい情報である。雑誌なども利用し、正確に発信するべきである。	

【反対】

通番	寄せられた意見の概要	本市の考え方
1	市役所、動植物園等を敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所設置不可）とする事で、公共施設等の周辺での路上喫煙、ポイ捨て等が心配されるため、屋外喫煙場所の設置を認めるべきである。	ご意見として受け止めさせていただき、今後の参考とさせていただきます。
2	各施設の喫煙場所の規制については、管理権原者等の判断に任せるべきである。	
3	病院は、職員、見舞いの方、整形外科、歯科などの内科的疾患でない患者等、様々な方が来院するため、敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所設置不可）とするべきではない。	
4	加熱式たばこは、有害物質、臭い、煙（副流煙）が低減され、周囲への影響が少ないので、条例で紙巻きたばこと同等の規制にするべきではない。	
5	加熱式たばこは、厚生労働省において、健康へ悪影響を及ぼす科学的根拠が明らかでないとして、規制を緩和している中で、条例で紙巻きたばこと同等の規制にするべきではない。	
6	周囲への配慮から、加熱式たばこを選んでいる愛煙家が増えている点を考慮するべきである。	

【その他】

通番	寄せられた意見の概要	本市の考え方
1	たばこは国が認めている嗜好品であり、合法的に吸う権利があるため、規制をするべきではない。	ご意見として受け止めさせていただき、今後の参考とさせていただきます。
2	喫煙場所の設置や管理の経費を、税金で負担するべきではない。	
3	喫煙を規制する条例を制定するのであれば、たばこ税を返納するべきである。	
4	条例により市独自の規制ができると、市外からの訪問者等が混乱するので、新たに条例を制定するべきではない。	
5	喫煙者のマナーの問題であり、まずは国の規制、マナーの周知啓発の強化等に取り組むべきである。	